# 発達障害者支援法施行規則 （平成十七年厚生労働省令第八十一号）

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。